

(第三回下)

三月十七日午後
九時半

法人

松原 担任者等、伊藤の窮屈な引立を解決する所、其の後今朝、但馬へ帰るし船頭の手を離す。二月末の落成式大森の方へ向かう。宣傳印刷物、掛布をも廻らぬまま今社長備係の手で運行し入城。左近大司と申す。

六 振込

四月七日三月十七日二回、要和了了書に十八回と記載してある。要和了了書の記載は、(要和十八回、提出来てある)

1. 最終(争伐)付無条件解決)にて總務部す、指哉シ名一協側、資本云。

2. 大森君ノ取扱い入城後止りゆきの御處ち無条件
二ノ八回ノ許容しは其獨裁者一在特の宣傳物、漫遊

乞

(二) 三四三十九号に要和了了書。

1. 大森君、無条件就業保証件。

2. 大森君、父兄之助、無条件就業保証件。
但し就業停止中、本省住銀支給なし。

3. 素因義元、解雇手書傳付件。

4. 四次号迄、就業公傷公相應付件。

5. 協約事務半萬、山陽坊、役置延滞手書、初見、此過一月備付請託金少、時期ノ未定。

(三) 大森ノ会社、既に西了回顧事務に當局者御、済事玉上口
三十日解法ノ件。

1. 契約但作業伊藤、本省住銀支給、手書トヨナリ高
保険健保金ナリ十四七十萬文也。